

平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会
仙台市教育委員会
石巻市教育委員会

平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

1 出願資格及び出願手続

(1) 出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「Ⅰ 出願資格」の「3 出願制限」に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア 平成23年3月11日現在、県外に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ 平成23年3月11日現在、本県内に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者


(2) 出願手続

当該措置により出願する者は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願書類に加えて、宮城県公立高等学校出願承認願（東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用）（様式K-3）を、現在在籍している中学校長を経て高等学校長に提出する。


この場合、高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の交付を省略する。

2 出願書類作成上の注意

(1) 入学願書及び写真票

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、右上の  の中に、**区域外**と朱書するものとする。

(2) 調査書

ア 上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、右上の  の中に、**区域外**と朱書するものとする。

イ 東日本大震災の津波等の被害により、生徒指導要録が流失し、調査書の作成ができない場合は、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(3) 出願者一覧表（様式C）

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、備考欄に**区域外**と朱書するものとする。

3 被災に伴う転学者の取扱い

(1) 平成23年3月11日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅷ 県外からの出願」（29頁）に基づき出願すること。

(2) 平成23年3月11日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。